

東京電力福島原子力発電所事故の周辺スケッチ

2011年4月 伊東達也

1960年5月福島県が原発立地調査を行い大熊・双葉地点が適地であることを確認。同年11月県開発公社が用地買収の受託を決定。**64年**4月東電が米国GE社の「沸騰型軽水炉」と決定。同年11月東電が建設計画を発表。**66年**12月国が第一原発1号炉(46万Kw)を認可、同年12月に着工、**71年**3月26日営業発電を開始。

事故発生の日(2011年3月11日)は1号炉運転から40年となる半月前で、老朽原発の酷使を止めるべきだと求めていた最中であった。

1. 苛酷事故となった直接の原因である冷却材喪失問題について～紛れもない人災であることを示している。東電の責任が明らかになりだしている。

今回の事故は、地震によって送電線が破壊されて外部電力が使えなくなりポンプを使って冷やすための水を送ることが出来なくなった。そのようなときのために非常用ディーゼル発電機が13基用意されているのに、津波によってその全てが動かなくなったことによる。

*別紙「チリ津波級の引き潮、高潮時に耐えられない東電福島原発の抜本的対策を求めるとの申し入れ」を参照。いくら申し入れても東電は聞く耳を持たなかったのである。

ここで指摘したことは、4月1日のTBS「NEW23クロス」報道と4月6日付け朝日の1～2面記事によって東電も認めざるを得ないところになっている。

2. 「苛酷事故は起りえない」としてきた政府と電力会社の重い罪

国際原子力機関(IAEA)は、国際原子力安全諮問機関が米スリーマイル島原発事故と旧ソ連チェルノブイリ原発事故の二つの苛酷事故(シビアアクシデント)の教訓をまとめて1988年3月、「原子力発電所のための基本安全原則」の^{勧告}を各国に行った。この中で、炉心損傷の発生率を、既設炉で「1万年に1回」、新設炉で「10万年に1回」を示し、「アクシデントマネジメント」を講ずることによって、短時間に敷地外での対応が要求されるような大規模な放射能放出の起る確率を一桁下げることにした。ところが日本はこの勧告に反対し、国内実施を拒んできた。

この結果、IAEAはシビアアクシデントが公的規制としているのに対して、日本では電力会社の「自主的活動」とされている。このことを明確に示しているのが原子力安全委員会の1992年5月28日付け決定—「シビアアクシデントは工学的には現実には起るとは考えられないほど発生の可能性は十分に小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」という文書である。

これが1990年代以降、「日本では苛酷事故は起りえない」とする新たな「安全神話」が宣伝される契機となった。日本の原発が世界と共通の軽水炉であり、日本の原発だけが「苛酷事故は起りえない」などとはありえない。むしろ、日本の原発立地が地質的

に見ても世界有数の地震国であり（別紙 国会での公述人からも原発震災が警告されていた）、地理的に見ても原発は何基も集中立地され、人口過密地域に近接しているのだから、世界と比べても安全などということは何処から見ても出てこない。今回の事故の経過は、こうした条件が事故の深刻さを増幅している。

規制機関も国際基準にはなっていない。日本の規制機関とされている原子力安全・保安院は原発の推進機関である経済産業省の一部である。国際基準は、規制機関が推進機関から独立し、立地から廃炉に至るまで全過程を一貫して安全規制に当たることである。

日本は原子力発電所の開発当初から「産官学」癒着構造から卒業できないでいる。

3. 県議会でのおもな質問・答弁から

（私がかつて議員時代の 1993 年に議事録から書き取ったメモを打ち込んだもの）

<1960 年 12 月定例会>

山村議員 「聞くところによると東京電力と東北電力が本県に原子力発電所を作るとい話があるが、そうだとすると、二箇所の土地が設定されると思うが、県はこの土地に調査を進めてみる考えがあるのかどうか。」

佐藤知事 「原子力発電所については、その実態について調査研究をすすめている段階であり、本県でも現在その立地条件を検討中である。ご承知のように双葉群は、本県の行進郡であるので、いろいろと皆様とともに考えて、最も新しい産業をこの地に持って生きたいと考えている。」

<1965 年 7 月定例会>

笠原議員 「この世紀の大事業の用地買収がひとりの反対もなく短期間にして 1242 万坪を取得できたのは、双葉郡民が原子力発電所の将来に期待して、すみやかに双葉郡の後進性を脱却せんとする悲願達成のあらわれであると信じている。」

木村知事 「昭和 34 年ころから非常に熱心な誘致運動を続行してきて今日実現をみるに至った次第である。原子力発電所の建設に伴い、大熊町を中心とした双葉郡地方が飛躍的な発展を見ることは争い得ない問題であり、・・・」

<1967 年 9 月定例議会>

滝議員の質問 「原子力発電所の建設は国民生活の向上、産業の発展及び地域にとって書くことの出来ないもので、また、公害の恐れもなく安全性も万全である。」

<1968 年 2 月定例会>

鈴木正一議員 「原子力発電所の建設については、その安全性について一部危惧の念があるが、これらの不安を解消するための確信のほどを明確にされたい。なお、原子力発電所については、関連する企業が少ないのではないのかと聞いているが、原子力発電所

が真に本県の開発に役立つものであるのかも併せて伺いたい。」

木村知事 「原子力発電所の建設は、公害基準や安全基準によって厳重な監督のもとで建てられたものであり、アメリカ、イギリス等においては市街地に建設されており、何らの公害がないというのが実態であるので心配はないものと考えている。なお、関連産業の誘致発展も考えられるものと期待している。」

<1971年6月定例会>

岩本議員への立沢揮発開発部長の答弁 「原子力発電所周辺地域の安全性と環境保全については原子力発電所の設置は国の厳しい設置基準にしたがって許可されているもので、十分に確保されていると核心している。」

<1971年12月定例会>

岩本議員への木村知事の答弁 「原子力発電所の安全性についてであるが、これは原子力基本法並びにこれと関連する法令に従い、全国の権威者により鋭意審議の結果、安全であるとの確証をもって許可され建設されたものであるが・・・」

同じく岡田企画開発部長の答弁 「原子力発電所は地域住民の利益にならないのではないかということであるが、この建設には、2000億円以上の資金投下が行うなわれることであり、また、その波及効果としての地域の利益も十分考えられるが、その他町財政に与える影響、それに関連する生活環境の整備、原子力研究施設などの誘導を考えると、地域住民に直接、間接に大きな利益をもたらすものと考えている。」

<1974年2月定例会>

岩本議員に対する木村知事の答弁 「日本の原子力の不完全性、不安定性を言及されたが、ソ連のモロオフ以下専門家が本県の原子力発電所を見て、世界的に優秀であり、何ら不安はないと折り紙をつけている。その上、社会党の質問に対して「これは」イデオロギーをもって論ずべきではなく、スペシャリストとして、安全であることを証言する」と言明されておることをお含み願いたい。」

<1975年6月定例会>

箱崎議員に対する赤井生活環境部長の答弁 「軽水炉型原子炉は、世界で20年以上の経験を持ち、19カ国で162基運転されており、今日まで周辺住民に環境を及ぼすようなことは全く生じていない。また建設計画中のものは43カ国で453基に及んでいる点などから考え、まだ実験の域を出ていないとは考えていない。」

<1977年7月定例会>

石神議員への松平知事の答弁 「原子力発電所の安全性については、これまで原子力発電所の商業炉の運転によって周辺住民が放射能の汚染を受けたという事例は、諸外国を含めて全く見られないのでありまして、これは原子炉の安全性を実証する大きな根拠の一つであると考えております。また、原子炉の安全審査においても、学識経験豊かな

専門家で構成される原子力委員会の原子炉安全専門審査会で厳しく検討されると共に、設置後においても厳しく検査が実施されるという、安全には幾重もの配慮がなされておりますことから、原子力発電所の安全性は十分に確保されておると考えております。」

<1986年7月定例会>

鈴木光雄議員への中川保健環境部長の答弁 「今回事故を起こした原子炉は、ソ連が独自に開発したもので黒鉛減速軽水冷却型炉と呼ばれ、本県に設置されている沸騰型原子炉とは構造等を異にする。すなわち、ソ連の場合、減速材に黒鉛を使用しているため本県の軽水炉の特徴である温度が上昇すると自然に出力が低下するという自己制御性がほとんどないこと、また、わが国の原子炉のような耐圧性の格納容器がないこと、さらにはわが国の原子力発電所は、スリーマイルアイランド原子力事故を含め、内外の同型の原子炉発電所の事故、故障の経験を十分に踏まえ、安全性、信頼性の確保が図られていることなどを勘案して、同様の事故の恐れはないものと思われる。」

4. 復興に関わって

*別紙「保障、損害賠償と復興についてのメモ」参照